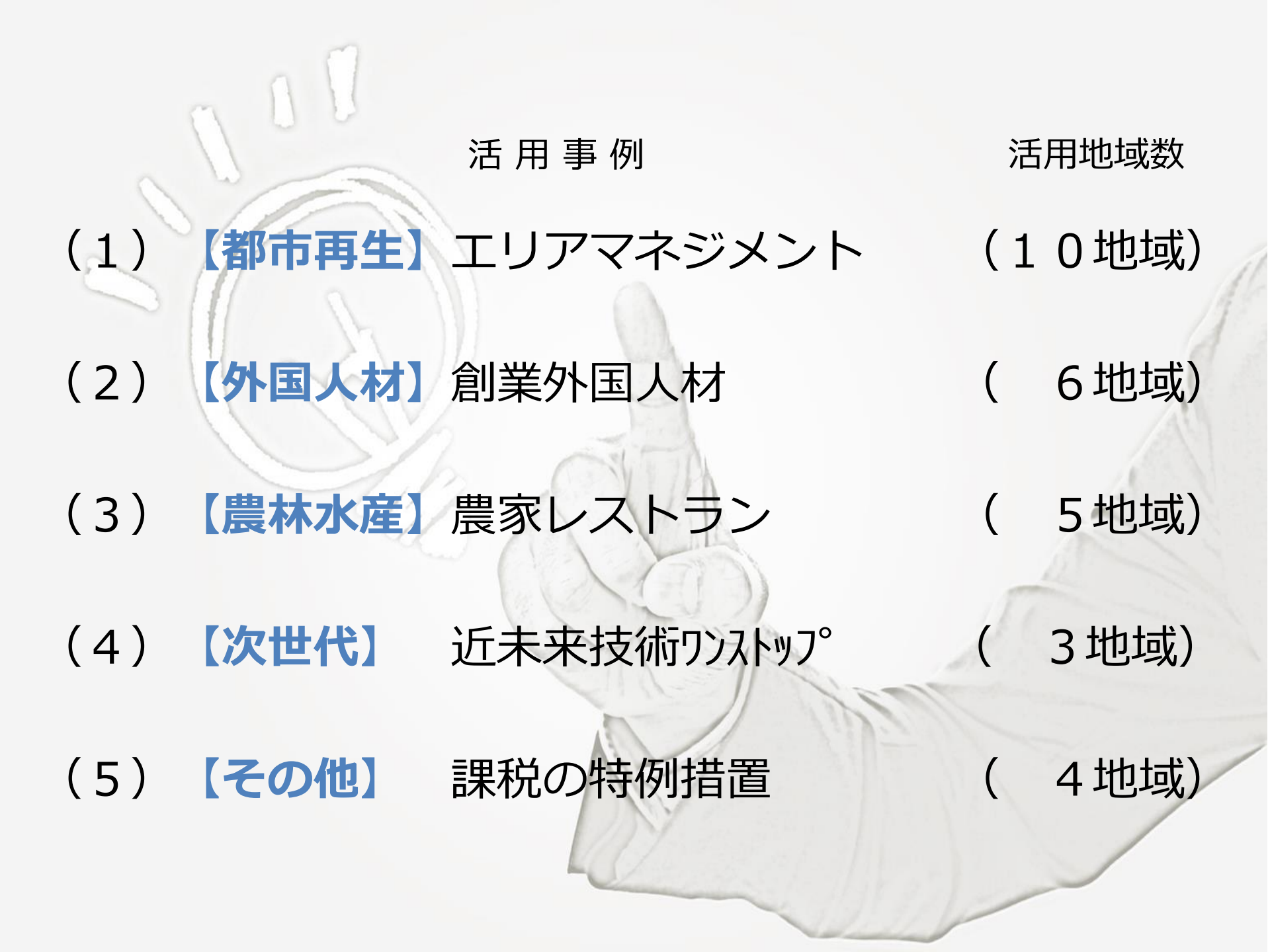




国家戦略特区 活用事例

他域でできることは京都でもできます!





活用事例

活用地域数

- | | | | |
|-----|---------------|---------------|--------|
| (1) | 【都市再生】 | エリアマネジメント | (10地域) |
| (2) | 【外国人材】 | 創業外国人材 | (6地域) |
| (3) | 【農林水産】 | 農家レストラン | (5地域) |
| (4) | 【次世代】 | 近未来技術ワkstopp° | (3地域) |
| (5) | 【その他】 | 課税の特例措置 | (4地域) |

エリアマネジメント

エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）

特例の概要

都市における国際的なイベント実施や多言語看板、オープンカフェの設置等の道路空間の利用を行うことが可能となるよう、特区区域会議が、これらの事業を特区計画に定めることにより、道路管理者が当該特区計画区域内で道路の占用を許可できる

※現状は、道路管理者の許可を必要としているとともに、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合（余地要件の基準）にのみ許可を得ている

道路空間を活用したイベントや経済活動を通じて、街の「賑わい」を創出！



主な活用事例

- 【東京都】 歩道を活用した「国際劇場空間の創出」のイベント（オープンカフェ、マルシェ等）実施
- 【千葉市】 幕張メッセ内で開催される国際会議・イベント（レースイベント、展示会等）に合わせて道路空間を活用し、賑わいを創出
- 【大阪府】 グランフロント大阪内の道路空間において、オープンカフェ等を実施し、賑わいを創出
- 【兵庫県】 姫路城周辺で道路空間を活用したレンタルサイクルを設置し、賑わいを創出
- 【愛知県】 名古屋駅地区の道路空間を活用し、多言語対応・多機能な歩行者案内板の設置等により、来訪者の利便性を高める

創業外国人材「スタートアップビザ」

(創業人材等の多様な外国人の受入促進)

特例の概要

【現行】

- 外国人が日本で創業する場合、通常「経営・管理」の在留資格の取得が必要
- この在留資格の取得には、事業所の確保及び500万円以上の投資または2人以上の常勤職員の雇用が条件となっており、ハードルが高い

【特区】

- 区域計画の認定を受けた自治体で創業を志す外国人は当該自治体に対し、創業活動計画等を提出し、当該自治体が事業計画等の確認を行うことで前記の「経営・管理」の在留資格の条件を満たすことなく、特例的に6か月間の在留資格「経営・管理」が認められる

▶ 創業を目指す外国人材が日本で創業の準備活動を進めることができる！

主な活用事例

- 【東京都】 貿易業、コンサル業等の幅広い分野の人材を呼び込み (29年度 11名申請)
- 【福岡市】 福岡市スタートアップカフェを活用した創業外国人材の呼び込み (累計33名起業)
- 【仙台市】 仙台市起業支援センター“アシ☆スタ”を活用した人材呼び込み (29 2名申請)
- 【愛知県】 あいち産業振興機構を活用した人材呼び込み (29 4名申請)



農家レストラン

(農家レストランの農用地区域内設置の容認)

特例の概要

- 農家レストランを農業用施設用地に設置可能な施設とみなす（農業用施設にレストランを加える）もの

<主な要件>

- 市町村が指定する「農業用施設用地」の指定を受けていること
- 地元産材料を5割以上使用していること
- 農用地利用計画変更、農地転用許可、開発許可等の許可基準を満たす見込であること

▶ 農業の6次産業化を推進し、農家の所得向上、雇用の拡大が見込まれる！

主な活用事例

【神奈川県】 藤沢市内で収穫・生産される農畜産物を使用し農家レストランを開業(H30.5)

【兵庫県】 自社や市内で生産された農畜産物を使用した農家レストランを開業予定

【沖縄県】 山羊舎に隣接した農家レストランを開業予定

【愛知県】 常滑市内で生産された農畜産物を使用し農家レストランを開業



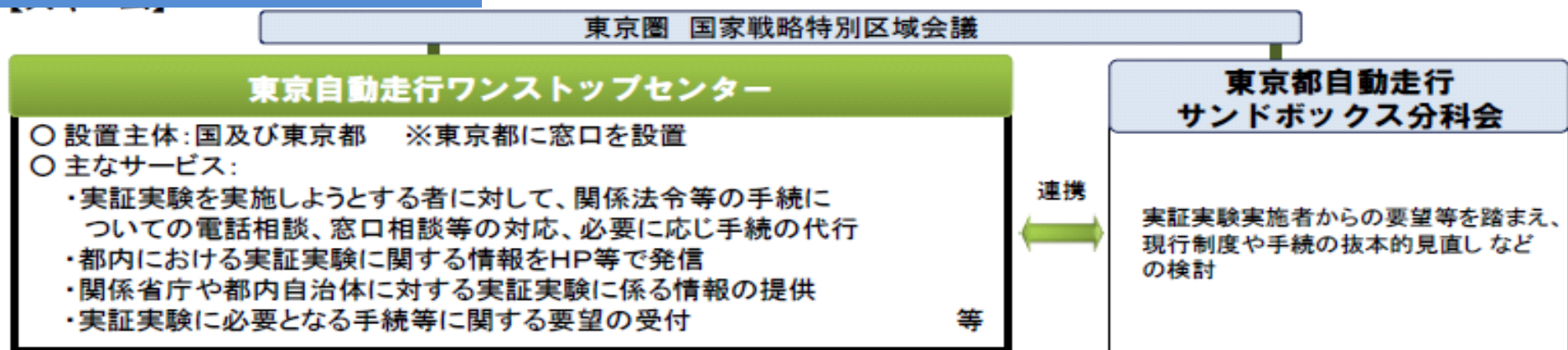
近未来技術実証ワンストップ

(自動走行やドローン等の実証実験を促進するための次世代技術実証に関するワンストップセンター)

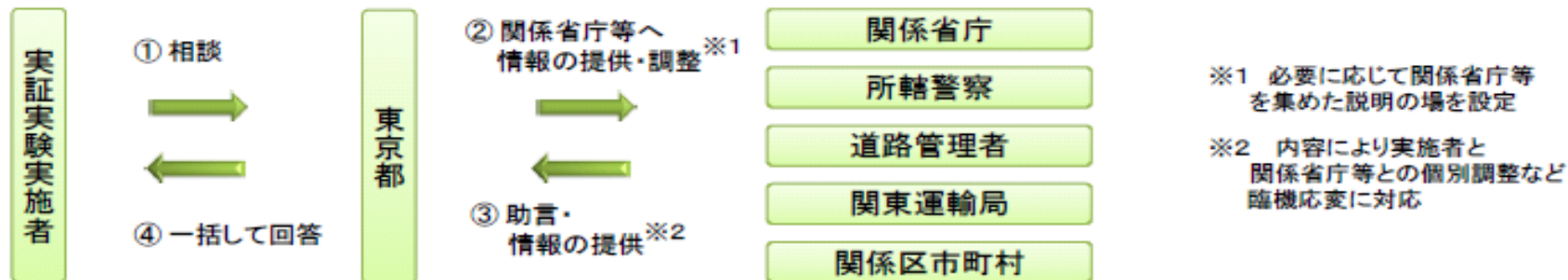
特例の概要

- 最先端技術（自動走行・ドローン等）の実証実験について、**実験構想段階から実施に至るまでの相談等を一括して受け付け、関係機関の協力の下でスピーディに対応**
- 実証実験を促進するため、区域会議の下に「ワンストップセンター」を設置し対応

主な活用事例（東京都）



【業務フローイメージ】



課税の特例措置

(設備投資促進税制)

特例の概要 見直しの上、2年間延長(H32.3.31まで)

※青字は特定中核事業、黒字はそれ以外

○ 特別償却、税額控除

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除。

		対象資産	延長1年目 (現行の措置どおり)	延長2年目 (H31.4.1以後に大臣確認を受けた 事業実施計画に記載された対象資産)
①特別償却、特別控除	特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	50%	45%
		建物及びその附属設備並びに構築物	25%	23%
	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%	14%
		建物及びその附属設備並びに構築物	8%	7%
②研究開発税制の特例	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	減価償却費の20%	減価償却費の20%
③固定資産税の特例	課税標準特例	機械・装置、開発研究用器具・備品	1/2	1/2

※特定中核事業:特定事業のうち中核事業となる事業をいい、先端的技术を活用した医療等医療分野及び革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発を対象とする。

	現行措置(H30.3.31まで)	延長後(H30.4.1~H32.3.31 2年間)
対象事業	以下2事業を対象に含んでいる ○ 国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供等に関する事業 ○ 外国会社に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業	左記2事業を除外
要件の見直し	税制活用要件として 「規制の特例措置」または「 <u>利子補給の対象となる指定金融機関からの貸付</u> 」	左記要件を以下のとおり見直し 「規制の特例措置」または「 <u>利子補給金を受けるもの</u> 」